

# 2025年（令和7年度）の 税制改正のポイント

2025年1月

2024年（令和6年）12月20日、令和7年度税制改正大綱が政府与党より公表されております。本資料は、税制改正大綱に記載のある主要な改正項目に限定して概要をまとめております。  
税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、その内容が本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

# 目次

01 法人課税	3
02 個人・資産課税	21
03 国際課税	40
04 消費税その他	56

# 01 法人課税

# 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し

- ✓ 租税特別措置法に規定する中小企業者等の法人税率の特例制度について、適用範囲と税率が見直されます。
- ✓ 適用期限が2年延長されます。

	現行	改正案
所得金額が年10億円 (*1) を超える中小企業者等	15%	17% (2%引き上げ)
通算法人 (*2)	15%	19% (特例税率適用なし *3)
適用期限	2025年(令和7年)3月31日までに 開始する各事業年度	2025年(令和7年)4月1日から 2027年(令和9年)3月31日までに 開始する各事業年度

- \*1 事業年度が1年未満の場合は、その事業年度の所得を年換算した金額が10億円を超えるかどうかで判定する
- \*2 グループ通算制度を適用している場合における通算グループ内の法人
- \*3 通算法人は特例税率(15%)が適用できなくなるが、法人税法に規定する本則税率(19%)は適用可能

# 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し

## ✓ 普通法人の適用税率一覧表（改正箇所は赤字）

法人区分		現行	改正案
中小法人（*1）	所得金額 年800万円まで	下記以外の中小企業者等	15%
		所得金額が年10億円超の法人	15%
		通算法人	15%
	適用除外法人（*2）	19%	
	所得金額 年800万円超	23.2%	23.2%
中小法人以外の法人（所得金額不問）		23.2%	23.2%

\*1 期末資本金額もしくは出資金額が1億円以下の法人のうち、つぎに該当する法人を除いた法人

① 大法人（資本金額もしくは出資金額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人など）の100%子会社など

② 相互会社、特定目的会社、投資法人、受託法人、大通算法人（\*3）

\*2 その事業年度（判定対象年度）の開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の合計額×12÷各事業年度の月数合計が15億円を超える法人

\*3 大通算法人とは、通算グループ内のいずれかの法人がつぎに該当する場合における、その通算グループ内のすべての普通法人をいう

- 期末資本金額もしくは出資金額が1億円を超える法人
- 各事業年度終了時において上記\*1①もしくは相互会社、受託法人に該当する法人

# 中小企業経営強化税制の見直し・拡充

- ✓ 中小企業経営強化税制について、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進するための措置として、一部見直しと拡充を行った上、適用期限が2年延長されます。

項目	現行制度		改正案	
適用対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金または出資金の額が1億円以下の法人等）のうち、以下①②を除く			
	①次のいずれかに該当する法人 ・発行済株式等の1/2以上を同一の大規模法人に所有されている法人 ・発行済株式等の2/3以上を複数の大規模法人に所有されている法人		同左 なお、みなし大企業の判定における大規模法人が有している株式等から次のすべてを満たす株式等を除外する ・その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合 ・一定の承認会社がその農地所有適格法人の発行済株式等の50%超を有する場合	
	②前3事業年度の年平均所得金額が15億円超である法人		同左	
適用期間	2025年(令和7年)3月31日まで		2027年(令和9年)3月31日まで	
適用要件	中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けること			
対象設備要件	新品の特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること			
指定事業	建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業など（電気業、水道業、娯楽業(映画業を除く)などは対象外)			
税制措置 (選択適用)	特別償却		即時償却 (取得価額の100%)	同左
	税額控除 (*1)	資本金3,000万円以下	取得価額の10%	同左
		資本金3,000万円超	取得価額の7%	同左
*1:上限は法人税額の20%				

# 中小企業経営強化税制の見直し・拡充

✓ 特定経営力向上設備等の範囲について、見直し・拡充されます。

■ 見直し(\*1)

項目	改正箇所	現行制度	改正案
A類型	要件（生産性の指標）	生産効率、エネルギー効率、精度など	単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか
B類型	要件（投資利益率）	年平均5%以上	年平均7%以上
C類型	対象設備	デジタル化設備	廃止（2025年(令和7年)3月31日で終了）
共通	除外される設備等	暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の設備でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの	暗号資産マイニング業の用に供する設備
	追加される設備等	—	一定の改正後の「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の認定を受けた「持続的供給事業活動計画（仮称）」に記載された設備

\*1:D類型（経営資源集約化設備）は改正なし。

# 中小企業経営強化税制の見直し・拡充

✓ 特定経営力向上設備等の範囲について、見直し・拡充されます。

■ 新設：B類型 経営規模拡大設備

項目	内容
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること</li> <li>• 経済産業大臣が定める要件(経営規模拡大要件)に適合し、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること</li> </ul>
経営規模 拡大要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表（ロードマップ）を作成していること</li> <li>• 基準事業年度(*1)の売上高が10億円超90億円未満であること</li> <li>• 売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤および組織基盤が整っていること</li> <li>• 売上高100億円超および年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること</li> <li>• 以下(①-③)の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 導入予定の設備が、売上高の増加に貢献するものであること</li> <li>② 経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること</li> <li>③ 生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物およびその附属設備の新設または増設をするものであること</li> </ul> </li> <li>• 投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること</li> <li>• 上記のほか、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと</li> </ul>

\*1:基準事業年度とは、経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度をいう。

# 中小企業経営強化税制の見直し・拡充

✓ 特定経営力向上設備等の範囲について、見直し・拡充されます。

■ 新設：B類型 経営規模拡大設備

項目		内容		
対象設備 (設備投資総額は上限60億円)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置：160万円以上、工具、器具備品：30万円以上、ソフトウェア：70万円以上</li> <li>・建物およびその附属設備：合計額1,000万円以上 (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物およびその附属設備に限る)</li> </ul>		
項目		建物およびその附属設備	左記以外 (機械装置、工具器具備品、ソフトウェア)	
税制措置 (選択適用)	特別償却	給与増加割合2.5%以上：取得価額の15% 給与増加割合5.0%以上：取得価格の25%	即時償却（取得価額の100%）	
	税額控除 (*1)	資本金3,000万円以下	給与増加割合2.5%以上：取得価額の1% 給与増加割合5.0%以上：取得価格の2%	取得価額の10%
		資本金3,000万円超	同上	取得価額の7%

\*1：上限は法人税額の20%

\*2：認定を受けた投資計画の期間中は「中小企業投資促進税制」および「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」は適用できない。

# 地域未来投資促進税制についての見直し

- ✓ 地域経済を牽引する事業を創出し、地域全体の稼ぐ力を高める観点から、地域経済牽引事業促進地域内において特定事業用機械等を取得した際の課税の特例について、引き続き適用期限が3年間延長されることとなる一方、適用要件の追加や償却率を縮小するなどの見直しが併せて行われました。

内容	改正案
課税特例要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の先進性要件について、労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれることの<b>確認が不要</b>となった</li> <li>先進性が認められない事業の明確化その他の評価委員の評価制度の向上に向けた措置を講ずることとなった</li> </ul>
	<p>対象となる事業類型から<b>サプライチェーンの強じん化に資する類型が除外</b>されることとなった</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備投資額要件が2,000万円以上から<b>1億円以上に引き上げ</b>られた</li> <li>設備投資額が、前事業年度の減価償却費の20%以上の要件が、<b>25%以上に引き上げ</b>られた</li> <li>前事業年度における減価償却費の額につき、会社法の適用のない法人からの出資が過半数である場合の算出方法を明確化</li> <li>労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれることの<b>要件が追加</b>された</li> </ul>
税制優遇措置	機械装置、器具備品における特別償却率40%が <b>35%に引き下げ</b> られた
適用期限の延長	2025年（令和7年）3月31日まで➡ <b>2028年（令和10年）3月31日までに事業の用に供した場合に適用されることとなり、3年間適用期限が延長</b> された

# 地域未来投資促進税制についての見直し

- ✓ 地域経済を牽引する事業を創出し、地域全体の稼ぐ力を高める観点から、地域経済牽引事業促進地域内において特定事業用機械等を取得した際の課税の特例について、引き続き適用期限が3年間延長されることとなる一方、適用要件の追加や償却率を縮小するなどの見直しが併せて行われました。

内容	改正案
上乗せ要件の変更①	<p>上乗せ（特別償却率50%・税額控除5%）措置の対象に、次の要件をすべて満たす場合が追加された。</p> <p>以下の（イ）～（二）すべての要件を満たす場合に適用</p> <p>（イ） 次の要件を満たすとされる指定業種もしくは指定業種事業者と直接取引関係を有する一定の事業に該当すること</p> <p>    a 当該業種の付加価値額の増加率、または県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して一定水準以上</p> <p>    b 当該業種の売上高総額、就業者の総数、給与総額いずれかについて、直近5年間の伸び率10%以上</p> <p>    c 当該業種振興に関する具体的な目標等を定め、予算措置等の具体的な取組の実施</p> <p>（ロ） 当該承認地域経済牽引事業計画に定められた施設、設備を構成する減価償却資産の取得予定合計額が10億円以上</p> <p>（ハ） 当該牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれること</p> <p>（二） 当該牽引事業の労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること</p>
上乗せ要件の変更②	直前事業年度の付加価値額増加率8%であることに加え、当該承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出する見込みであることが追加された。
上乗せ要件の変更③	労働生産性伸び率4%以上となることが見込まれることが要件である中小企業者の適用範囲について所要の措置

# 地域未来投資促進税制についての見直し

- ✓ 地域経済を牽引する事業を創出し、地域全体の稼ぐ力を高める観点から、地域経済牽引事業促進地域内において特定事業用機械等を取得した際の課税の特例について、引き続き適用期限が3年間延長されることとなる一方、適用要件の追加や償却率を縮小するなどの見直しが併せて行われました。

まとめ	現行の適用要件		適用要件の改正箇所	機械装置器具備品	建物、構築物等
課税特例要件	要件①	先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること		特別償却 40→35%へ引き下げ  税額控除 4%	特別償却20%
	要件②	設備投資額が2,000万円以上であること			
	要件③	設備投資額が前年度減価償却費の20%以上であること			
	要件④	売上高の伸び率が0を上回り、かつ過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと			
	要件⑤	旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上であること			
上乗せ要件	要件⑥	労働生産性の伸び率5%以上、かつ、投資収益率5%以上であること（中小企業者についてはそれぞれ4%、5%）		特別償却 50% 税額控除 5%	税額控除2%
	要件⑦	直近事業年度の付加価値額増加率8%以上	要件⑧ 直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上、かつ3億円以上の付加価値額を創出する		
	要件⑨	経営力の認定を受けた、産業競争力強化法34条の2第1項に規定する特定中堅企業であって、「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っており、かつ、設備投資額10億円以上であること			
			青枠内課税特例要件につき、①サプライチェーン強じん化の類型が除外される②労働生産性伸び率または投資収益率が一定水準以上であることが見込まれるを追加		
			中小企業者の範囲について所要の措置		
			要件⑦に、「承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出する見込みであること」が追加		
			赤枠内上乗せ要件の上乗せ対象となる業種等が新たに追加された（地域の実情に応じ、高成長に資する10億円以上の投資等）	特別償却 50% 税額控除 6%	

# 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

- ✓ 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附を実施した場合の法人税額の特別控除（企業版ふるさと納税）について、適用期限が3年間延長されます。
- ✓ 一方で、一部の自治体において企業版ふるさと納税の不適切な運用が行われていたことを受けて、必要な見直しが行われ、適用期限の延長にあたっては以下の措置が講じられることを前提としています。

項目	現行	改正案
適用期間	2025年（令和7年）3月31日まで	2028年（令和10年）3月31日まで
講ずる措置	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出すること</li> <li>認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合において、その寄附活用事業に係る契約等が一定の場合に該当するときは、内閣総理大臣にその寄附金を支出した法人の名称を報告・公表すること</li> <li>認定地方公共団体は、寄附活用事業に係る事業について、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（少額のものを除く。）により契約の相手方を選定した場合には、その寄附活用事業に係る契約の相手方を公表すること 等</li> </ul>

※法人税の改正を受けて、法人住民税、法人事業税についても適用期限が3年間延長されるとともに、関係法令の改正や必要な措置が講じられることとされている。

# リース会計基準の変更に伴う所要の措置

- ✓ 2024年（令和6年）9月13日に企業会計基準委員会（ASBJ）が公表した「リース取引に関する会計基準」等（以下、「新リース会計基準」）により、金融商品取引法適用会社や会計監査人設置会社等は2027年（令和9年）4月1日以後開始する事業年度等の期首から新リース会計基準が適用されます。
- ✓ 新リース会計基準では主に借り手のオペレーティング・リース取引の会計処理に変更があります。
- ✓ 一方で今回の税制改正大綱においては、オペレーティング・リース取引の取り扱いについて概ね変更はなく、税務と会計で不一致が生じる可能性があります。

借り手の処理	旧リース会計基準	新リース会計基準	法人税法
ファイナンス・リース取引	オンバランス ・リース資産、リース負債を計上 ・減価償却費、支払利息を計上	オンバランス ・使用権資産、リース負債を計上 ・減価償却費、支払利息を計上	オンバランス（売買処理） ・リース資産、リース負債を計上 ・減価償却費、支払利息を損金計上
オペレーティング・リース取引（*1）	オフバランス ・リース資産、リース負債の計上なし ・支払リース料を計上	オンバランス ・使用権資産、リース負債を計上 ・減価償却費、支払利息を計上	オフバランス（賃貸借処理） ・リース資産、リース負債の計上なし ・支払リース料を損金計上（*2）

\*1 旧リース会計基準においては、会計上の費用計上額と法人税法上の損金計上額は一致しているため原則申告調整は不要であったが、新リース会計基準を適用する際に、会計処理と税務処理に不一致が生じる場合には申告調整が必要となる。

\*2 債務の確定した部分の金額は、その確定日の属する事業年度に損金算入することとされ、完成工事原価、固定資産取得費用、繰延資産となる費用は除かれる。

※ 法人がオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の賃借を行った場合において、賃借料等の支払いがあるときは、その支払う金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される部分の金額は、法人事業税付加価値割の課税標準の算定における支払賃借料に含まれる（従来と取り扱いに変更はなし）。

# リース会計基準の変更に伴う所要の措置

- ✓ 2027年（令和9年）4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産に対して適用するリース期間定額法の計算方法が変更となります。
- ✓ リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとなります。

	現行	改正案
リース期間経過時点におけるリース資産の簿価	残存価額	1円（備忘価額）
減価償却費（1事業年度あたり）	$\frac{(\text{取得価額} - \text{残価保証額}) \times \text{事業年度の月数}}{\text{リース期間の総月数}}$	$\frac{\text{取得価額} \times \text{事業年度の月数}}{\text{リース期間の総月数}}$

※ 経過措置として、2027年（令和9年）3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産（その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。）については、2025年（令和7年）4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき、改正後のリース期間定額法により償却できることとされる。

# リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

- ✓ リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準）は廃止となります。
- ✓ リース資産の引き渡し時に譲渡損益を一括で計上することとなります。

	現行	改正案
譲渡損益計上時期	<p>①、②のいずれかを選択できる</p> <p>①：リース資産引き渡し時に譲渡損益を一括計上</p> <p>②：一定の延払基準の方法により計算した金額をその事業年度の収益の額及び費用の額として計上</p>	<p>リース資産引き渡し時に譲渡損益を一括計上</p>

※ 税制改正大綱では、明確な適用開始時期は記載されていない。

※ 経過措置としては以下の通り

- ① 2025年（令和7年）4月1日前にリース譲渡を行った法人の2027年（令和9年）3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡については、延払基準の方法（同日後に開始する事業年度にあつては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る。）により収益の額及び費用の額を計算することができる。
- ② 2025年（令和7年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までの間に開始する事業年度において、延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する。
- ③ 【消費税の経過措置】 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は、廃止する。なお、2025年（令和7年）4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の2030年（令和12年）3月31日以前に開始する事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとするとともに、2025年（令和7年）4月1日以後に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置を講じる。

# 防衛特別法人税（仮称）の創設

- ✓ わが国を取り巻く安全保障環境に鑑み、防衛力の抜本的強化とそれに伴う防衛費の安定的確保を目的に、財源確保のための税制措置として防衛特別法人税（仮称）が創設されます。

改正案		
納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人 (法人には、人格のない社団等および法人課税信託の引き受けを行う個人を含む)	
課税の範囲	法人の各課税事業年度の基準法人税額等について、当面の間、防衛特別法人税を課する	
税額計算	防衛特別法人税額	各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）×4%
	課税標準法人税額	基準法人税額－基礎控除額
	基準法人税額	つぎの制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税額とし、附帯税の額を除く <ul style="list-style-type: none"> <li>• 所得税額の控除、外国税額の控除</li> <li>• 分配時調整外国税相当額の控除</li> <li>• 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除</li> <li>• 控除対象所得税額等相当額の控除 など</li> </ul>
	基礎控除額	年500万円（通算法人は年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額）
	税額控除	外国税額の控除、分配時調整外国税相当額の控除、控除対象所得税額等相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除を行う

# 防衛特別法人税（仮称）の創設

改正案		
申告納付	中間申告義務	各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない (2027年(令和9年)4月1日以後に開始する課税事業年度から適用)
	申告納付期限	各事業年度の所得に対する法人税の申告期限、納付期限と同じ
	電子申告の特例	各事業年度の所得に対する法人税と同じ
	中間納付額還付	防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額を還付する
	欠損金の繰戻還付	各事業年度の所得に対する法人税につき、欠損金の繰戻還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度にかかる法人税を還付する場合は、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付時に確定しているもののうち、以下により計算した金額に相当する金額をあわせて還付する > 法人税の還付金額×4%×その課税事業年度の課税標準法人税額÷その課税事業年度の基準法人税額
その他	質問検査、罰則等	各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる
適用関係		2026年(令和8年)4月1日以後に開始する事業年度から適用

# 通算法人の株式分配時における分配資産割合の算定の見直し

- ✓ 通算法人が通算子法人株式を現物分配した場合のみなし配当額（\*1）の計算の基礎となる分配資本金額等および完全子法人株式対応帳簿価額計算時における分配資産割合の算定方法が見直されます。
- ✓ 前事業年度末の簿価純資産額等に基づいて割合を算定することになるため、スピノフ等実施の円滑化が望めます。
- ✓ 通算法人が行った分割型分割時の割合の算定についても同様の見直しが行われます。

	現行	改正案
現物分配法人	$\text{分配資本金額等} = \frac{\text{現物分配法人の株式分配直前の資本金等の額}}{\text{現物分配法人の前事業年度末の簿価純資産額}} \times \frac{\text{完全子法人株式の株式分配直前の帳簿価額}}{\text{現物分配法人の前事業年度末の簿価純資産額}}$	$\text{分配資本金額等} = \frac{\text{現物分配法人の株式分配直前の資本金等の額}}{\text{現物分配法人の前事業年度末の簿価純資産額} \pm \text{簿価修正相当額} \text{ ※2}} \times \frac{\text{通算子法人株式の投資簿価修正前の帳簿価額} \pm \text{簿価修正相当額}}{\text{現物分配法人の前事業年度末の簿価純資産額} \pm \text{簿価修正相当額}}$
現物分配法人の株主	$\text{完全子法人株式対応帳簿価額} = \frac{\text{株式分配直前の現物分配法人株式の帳簿価額}}{\text{現物分配法人の前事業年度末の簿価純資産額}} \times \frac{\text{完全子法人株式の株式分配直前の帳簿価額}}{\text{現物分配法人の前事業年度末の簿価純資産額}}$	$\text{完全子法人株式対応帳簿価額} = \frac{\text{株式分配直前の現物分配法人株式の帳簿価額}}{\text{現物分配法人の前事業年度末の簿価純資産額} \pm \text{簿価修正相当額}} \times \frac{\text{通算子法人株式の投資簿価修正前の帳簿価額} \pm \text{簿価修正相当額}}{\text{現物分配法人の前事業年度末の簿価純資産額} \pm \text{簿価修正相当額}}$

\*1 株式分配の対象となった完全子法人の株式の時価から分配資本金等の額に現物分配株式の保有割合を乗じた金額を控除した金額がみなし配当となる。

\*2 簿価修正相当額とは、株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時（株式分配の日以前6月以内に仮決算による申告を行った場合は、中間申告に係る期間終了時）において、その離脱法人（\*3）が有する簿価純資産額に投資簿価修正の規定を適用した場合の簿価純資産不足額又は簿価純資産超過額に相当する金額をいう。なお、離脱時までの間に離脱法人の資本金等の額又は利益積立金額（所得の金額及び投資簿価修正に係る金額を除く。）の増減がある場合には、その増減額を加減算し、また離脱法人が他の離脱法人の株式を有する場合にはその他の離脱法人株式の簿価修正相当額を加減算する。

\*3 離脱法人とは、他の通算法人（初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）のうち上記の株式分配に起因して通算終了事由が生ずるものをいう。

# その他の見直しおよび新たな税制の創設

- ✓ 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等が見直されます。
- ✓ 高度な資源循環投資促進税制が創設されます。

## 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等についての見直し

- ①一定の資産評定により移転を受ける資産および負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法が明確化される
- ②いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法が適正化される

## 高度な資源循環投資促進税制の創設

青色申告法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下、再資源化事業等の高度化法という。）による一定の認定を受けた事業計画に基づき設備の取得等をして、その設備に対して特別償却が可能となる

【特別償却の対象資産】 再資源化事業等高度化設備：認定高度再資源化事業計画または認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置および器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、一定の規模以上のものをいう

【対象資産の規模】 1台または1基の取得価額がそれぞれ次の金額以上のものをいう

- ①機械装置 2,000万円
- ②器具備品 200万円

【特別償却】 取得価額の35%

【適用開始日】 再資源化事業等の高度化法の施行の日から2028年（令和10年）3月31日

# 02 個人・資産課税

# 基礎控除・給与所得控除の引き上げ

- ✓ 物価上昇局面における税負担の調整の対応として、基礎控除・給与所得控除の額が引き上げられます。いわゆる「103万の壁」が、「123万円（基礎控除：58万円＋給与所得控除：65万円）」に引き上げられます。
- ✓ 2025年（令和7年）分以後の所得税より、適用が予定されています※。

項目	合計所得金額	現行	改正案
基礎控除	～2,350万円以下	48万円	58万円
	2,350万円超～2,400万円以下		48万円
	2,400万円超～2,450万円以下	32万円	32万円
	2,450万円超～2,500万円以下	16万円	16万円
	2,500万円超	0円	0円

項目	現行	改正案
給与所得控除	最低保証額 55万円	最低保証額 65万円

※ 税制改正大綱では、自由民主党、公明党および国民民主党の間で、いわゆる「103万円の壁」につき国民民主党の主張する最低賃金上昇率に基づく178万円を目指して来年から引き上げることについて引き続き3党で、継続して協議していくことが明記されている。今後、国会での審議・成立まで、改正案のさらなる変更・引き上げが行われるのか、注目する必要がある。

# 特定親族特別控除(仮称)の新設

✓ 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で以下を満たすものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から以下の表のとおり控除額が控除されます。

- ・その居住者の配偶者及び青色事業専従者等でないもの
- ・合計所得金額が123万円以下であること
- ・控除対象扶養親族に該当しないもの

<所得税> (\*1) (\*2)

親族等の合計所得金額	控除額(現行)	控除額(改正)
48万円以下	63万円(*3)	63万円(*3)
48万円超58万円以下	0円	63万円(*3)
58万円超85万円以下		63万円
85万円超90万円以下		61万円
90万円超95万円以下		51万円
95万円超100万円以下		41万円
100万円超105万円以下		31万円
105万円超110万円以下		21万円
110万円超115万円以下		11万円
115万円超120万円以下		6万円
120万円超123万円以下		3万円

<住民税> (\*1)

親族等の合計所得金額	控除額(現行)	控除額(改正)
48万円以下	45万円(*3)	45万円(*3)
48万円超58万円以下	0円	45万円(*3)
58万円超95万円以下		45万円
95万円超100万円以下		41万円
100万円超105万円以下		31万円
105万円超110万円以下		21万円
110万円超115万円以下		11万円
115万円超120万円以下		6万円
120万円超123万円以下		3万円

- \*1 2025年(令和7年)分以後の所得税、2026年度(令和8年度)分以後の住民税について適用する
- \*2 控除額が一定額以上の場合、2026年(令和8年)1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等の源泉徴収の際に適用する
- \*3 扶養控除(特定扶養親族)適用による控除額

# その他の合計所得金額要件の見直しなど

- ✓ 基礎控除、給与所得控除の引き上げおよび特定親族特別控除(仮称)の新設に伴い、以下のとおり、各種所得控除の「合計所得金額の適用要件」の基準が見直されました。

＜合計所得金額要件の見直し＞(\*1)(\*2)

項目	要件	合計所得金額		参考:控除額
		現行	改正後	
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	48万円以下	58万円以下	38万円(*3)
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下	38万円(*3) (特定扶養親族:63万円)
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額	48万円以下	58万円以下	35万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下	27万円

\*1 このほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(現行：55万円)に引き上げられる。

\*2 この改正は2025年(令和7年)分の以後の所得税2026年度(令和8年度)分以後の住民税について適用する。

\*3 一般の控除対象扶養親族、控除対象配偶者(控除を受ける納税者本人の合計所得金額900万円以下)の金額を記載している。

# NISAの利便性向上

✓ 資産形成を引続き支援することを目的として、NISAの利便性向上が図られます。

項目	現行	改正案
NISA	口座開設金融機関を変更する場合には、変更申し込み後、1～2週間後に買い付け可能	口座開設金融機関を変更する場合には、変更申し込み後、 <b>即日</b> 買い付け可能
	特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に受け入れることができるETF（上場株式投資信託）の基準価格は1口1,000円以下（*1）	特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に受け入れることができるETF（上場株式投資信託）の基準価格は1口 <b>10,000円以下</b>

\*1 2023年末時点で最低取引単位が現行の要件（1口1,000円以下）に適合し、かつ、つみたて投資枠の要件を満たすETFは存在しておらず、証券会社において1,000円超のETFをNISA対象とするためには、「共有持分への投資」として株式累積投資（るいとう）として対応する必要があった。

# 確定拠出年金制度等の見直し

- ✓ 確定拠出年金法等の改正を前提として、確定拠出年金等の拠出限度額が引き上げられたうえで、現行の税制上の措置が適用されます。

項目	現行	改正案
企業型確定拠出年金 (企業型DC)	掛金の額は事業主掛金の額をこえることができない  拠出限度額：月額5.5万円（確定給付企業年金加入者の拠出限度額は、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額）	廃止  拠出限度額：月額6.2万円（確定給付企業年金加入者の拠出限度額は、月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額）
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	第1号・第3号被保険者で60歳以上、第2号被保険者・任意加入被保険者で65歳以上は適用対象外	60歳以上70歳未満で、現行のiDeCoに加入できない者のうち、iDeCoの加入者・運用指図者であった者等であって、老齢基礎年金等を受給していない者を新たに適用対象とし、拠出限度額を月額6.2万円とする
	第1号被保険者の拠出限度額：月額6.8万円	第1号被保険者の拠出限度額：月額7.5万円
	企業年金加入者の拠出限度額：月額2.0万円から確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額  企業年金未加入者（第1号被保険者及び第3号被保険者を除く）の拠出限度額：月額2.3万円	企業年金加入者の拠出限度額：月額6.2万円から確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額  企業年金未加入者（第1号被保険者及び第3号被保険者を除く）の拠出限度額：月額6.2万円
国民年金基金	掛金額の上限：月額6.8万円	掛金額の上限：月額7.5万円

# 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充①

- ✓ 子育て世帯は、子供の扶養者の万が一の際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えています。子育て支援税制の一環として、扶養控除等の見直しと併せて、生命保険料控除が拡充されます。

## 1) 控除限度額

2012年（平成24年）1月1日以後に締結した生命保険契約等（新契約）のうち、一般生命保険料を支払う者が23歳未満の扶養親族を有する場合には、2026年（令和8年）分における控除限度額を、6万円（現行4万円）とする。

新契約／区分	限度額（現行）	限度額（改正後）
一般生命保険料	所得税：4万円、住民税：2.8万円	所得税 23歳未満扶養親族あり：6万円 23歳未満扶養親族なし：4万円 住民税：2.8万円
介護医療保険料	所得税：4万円、住民税：2.8万円	同 左（改正なし）
個人年金保険料	所得税：4万円、住民税：2.8万円	所得税：4万円、住民税：2.8万円
合計（控除限度額）	所得税：12万円、住民税：7万円	同 左（合計限度額の変更なし）

※ 2011年（平成23年）12月31日以前に締結した生命保険契約等（旧契約）における限度額については、変更はない。

※ 税制改正大綱では、住民税の限度額引き上げについては、言及されていない。

# 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充②

## 2) 一般生命保険料控除の計算式

新生命保険料に係る一般生命保険料控除の計算式は、以下のように変更される。

現行		改正後（23歳未満の扶養親族あり）	
年間の新生命保険料	控除額	年間の新生命保険料	控除額
20,000円以下	新生命保険料の全額	30,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	新生命保険料×1/2+10,000円	30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
40,000円超 80,000円以下	新生命保険料×1/4+20,000円	60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
80,000円超	一律40,000円	120,000円超	一律60,000円

## 3) 適用時期

2026年（令和8年）分に適用される。

## 4) 添付書類

小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除の適用を受けるにあたり、控除証明書の添付又は提示に代えて、明細書を添付できるように変更される。

※ 確定申告期限等から5年間は、税務署長から証明書の提示を求められた場合、証明書を提示又は提出しなければならない。

※ 2026年（令和8年）分以後の確定申告書を2027年（令和9年）1月1日以後に提出する場合から適用される。

# 住宅ローン控除（子育て世帯等に対する拡充措置）

- ✓ **2025年度（令和7年度）改正では、2024年度（令和6年度）改正に引き続き、特例対象個人に限り、2023年度（令和5年度）以前と同額の限度額の上限が維持されることとなりました。**
  - ・ 特例対象個人とは、「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」または「19歳未満の扶養親族を有する個人」
  - ・ 特例対象個人が、認定住宅等の新築等をして、2025年（令和7年）中に入居した場合に限り、住宅ローン控除の限度額の上限が、2023年（令和5年）と変わらず維持される。
- ✓ **床面積要件の緩和措置：40㎡以上については、2025年（令和7年）12月末までに建築確認を受けた新築住宅等まで対象となります。**

住宅ローン控除の概要（改正部分は赤字記載）	
控除率	年末ローン残高の 0.7%
延長期間	2年間（2025年（令和7年）12月31日までに入居した場合に適用）
控除期間	新築：13年間（入居年が2024年（令和6年）以降の一般住宅は10年） 中古：10年間
所得要件	合計所得金額 2,000万円以下
床面積要件	50㎡以上（合計所得金額1,000万円以下の場合で、2025年（令和7年）12月末までに建築確認を受けた新築または当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、40㎡以上）
対象住宅	2024年（令和6年）以降の新築住宅は認定住宅等（省エネ住宅、ZEH（*2）、長期優良住宅等）に限る（*1） *1 2024年（令和6年）1月1日以後に建築確認を受ける住宅の場合、登記簿上の建築日付が2024年（令和6年）6月30日以前であれば認定住宅等でなくても適用対象となる *2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱性・省エネ性能を高めつつ、太陽光発電などによりエネルギーを創り出すことにより、年間のエネルギー消費量をプラスマイナスゼロにすることを目指す住宅

# 住宅ローン控除（子育て世帯等に対する拡充措置）

✓ 2025年度（令和7年度）改正では、2024年度（令和6年度）改正と同様の拡充措置となります。

		入居時期				
		2023年（令和5年） 借入限度額（控除上限）	2024年（令和6年） 借入限度額（控除上限）		2025年（令和7年） 借入限度額（控除上限）	
新築	認定住宅	5,000万円（455万円）	特例対象個人*	その他の世帯	特例対象個人*	その他の世帯
			5,000万円（455万円）	4,500万円（409.5万円）	5,000万円（455万円）	4,500万円（409.5万円）
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円（409.5万円）	特例対象個人*	その他の世帯	特例対象個人*	その他の世帯
			4,500万円（409.5万円）	3,500万円（318.5万円）	4,500万円（409.5万円）	3,500万円（318.5万円）
	省エネ基準適合住宅	4,000万円（364万円）	特例対象個人*	その他の世帯	特例対象個人*	その他の世帯
			4,000万円（364万円）	3,000万円（273万円）	4,000万円（364万円）	3,000万円（273万円）
	その他の住宅	3,000万円（273万円）	0円 2023年（令和5年）までに建築確認を受けた新築住宅に限り2,000万円（140万円）			
	中古	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	3,000万円（210万円）			
その他の住宅		2,000万円（140万円）				

\*特例対象個人とは、「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」または「19歳未満の扶養親族を有する個人」

# 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置 (拡充)

✓ 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講じます。

## ● 「承認特例」の対象の拡充

「承認特例」の対象となる範囲に、次に掲げる法人等へに対する贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）を加える。

対象範囲	寄附財産の管理等についての条件
国立健康危機管理研究機構	贈与等に係る財産が一定の手続の下で機構の行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるもの
準学校法人	当該準学校法人の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（その親族等を含む）以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が当該準学校法人の基本金に組み入れられるもの
公益信託	新たなる制度下での公益信託の受託者に対するその信託財産とするための贈与等で当該公益信託の受託者及び信託管理人（これらの者の理事等を含む。）並びにこれらの者の親族等以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が一定の手続の下で当該公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金に組み入れられるもの
学校法人	私立学校法の改正に伴い、全ての学校法人に対する贈与等で当該学校法人の役員等以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が当該学校法人の基本金に組み入れられるもの

## ● 「特定買換資産の特例」の対象の拡充

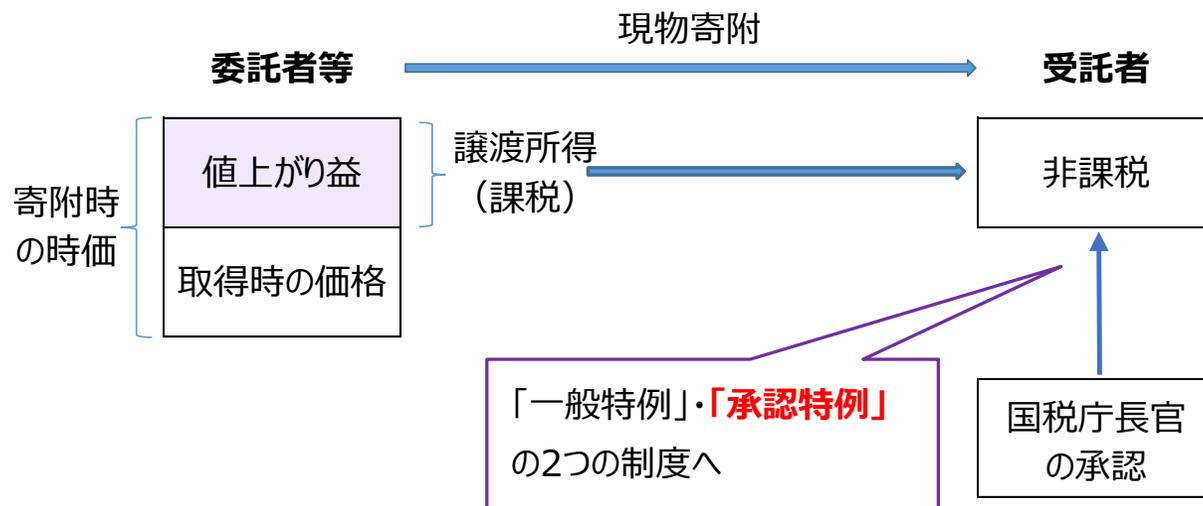
贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供した日から2年以内買い換える場合であっても、当該財産が上記の方法により管理されている等の要件を満たすときは、当該財産の譲渡収入の全部に相当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要件の下で非課税措置の継続適用を受けることができる。

## ● 非課税承認取消時の受託者への課税の措置

非課税承認の取消しにより、公益信託の受託者に対して所得税を課税する場合には、当該取消しにより生じた信託財産に係る所得について、当該受託者の固有財産に係る所得等とは区別して課税することとするほか、所要の措置を講ずる。

# 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置 (拡充)

- ✓ 公益信託に関しては、2024年度（令和6年度）税制改正において、寄附金控除、譲渡所得等の非課税特例（「一般特例※」に限る）等、公益法人と概ね同様の税制優遇が措置されました。2025年度（令和7年度）税制改正においては、譲渡所得等の非課税特例の「承認特例」の対象となり、2024年度（令和6年度）税制改正で対応されていない措置が講じられました。
- ✓ 公益信託に関する法律は2026年（令和8年）4月1日施行予定です。

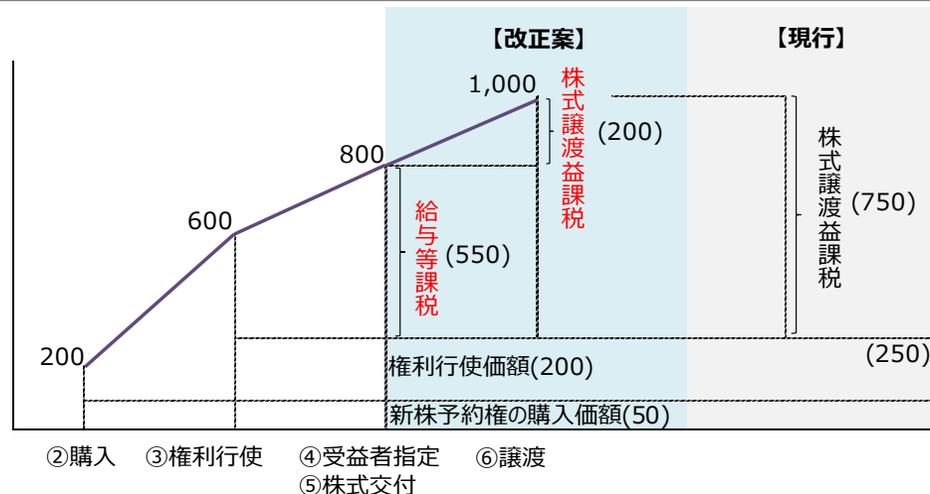
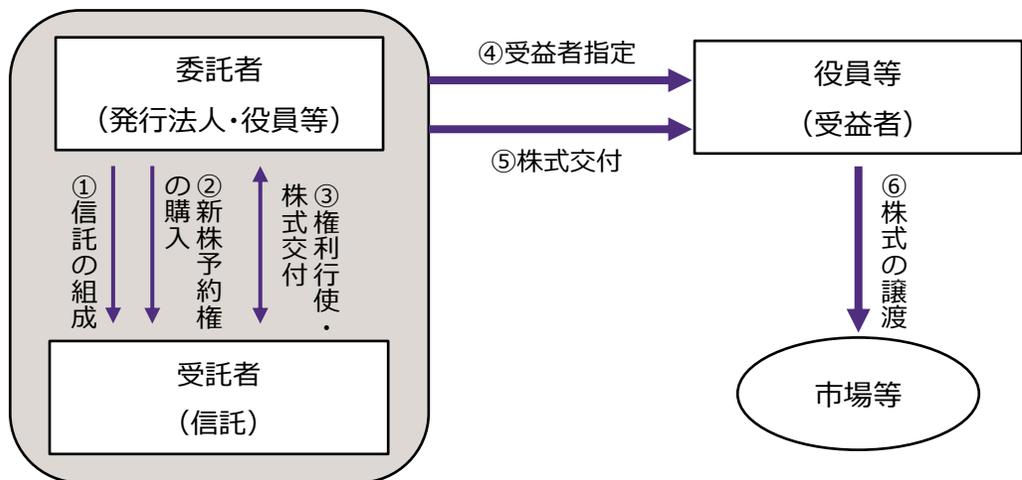


- ※ 「一般特例」は、公益法人等に財産を寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度（措法40①後段、措令25の17⑤）。
- ※ 「承認特例」は、承認特例対象法人に財産を寄附した場合において、寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等に該当しないことなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度（措法40①後段、措令25の17⑦）。

# 法人課税信託を利用した株式交付に対する課税の見直し

- ✓ 特定法人課税信託（\*1）の信託財産に属する特定株式（\*2）について、受益者等が指定され法人課税信託に該当しないこととなった場合、受益者等の経済的利益に対し課税を行い、受益者等は法人課税信託に該当しないこととなった時における価額により株式を取得したものとみなすことになります。
- ✓ 信託内において新株予約権の権利行使を行い、株式取得後に役員等を受益者等に指定して株式を交付するスキームについて、役員等の株式譲渡時まで課税を繰り延べることが可能でしたが、改正後は受益者等の指定時点で給与所得等としての課税が行われることとなります。

	現行	改正案
課税対象	－（株式の譲渡時まで課税繰延べ）	経済的利益（受益者等指定時の時価－信託財産の直前の帳簿価額） →給与所得等として課税
取得価額	信託財産の帳簿価額を引き継ぐ	受益者等指定時の時価



- \*1 その信託財産に属する特定株式に係る発行人等が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいう。
- \*2 一定の譲渡制限付株式以外の株式をいう。

# 退職所得控除の調整規定等の見直し

- ✓ 現行では退職手当等の受給年の前年以前4年以内に他の退職手当等を受給したことがある場合、退職所得控除計算上、勤続期間の重複を排除して計算を行います。また、老齢一時金の受給年の前年以前19年以内に他の退職手当等を受給していた場合にも勤続期間の重複排除の適用があります。定年の引上げ等に伴い、老齢一時金の受給後、5年以上経過して退職手当等を受給する事例が増え、この場合には勤続期間の重複排除が適用されず、退職所得控除を満額適用されています。そのため、課税の公平の観点から、重複排除に係る調整期間が延長されることになりました。

退職所得控除の調整規定等の見直し	
改正内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金に係る老齢給付金として支給される一時金）を除く。）の受給年の前年以前9年（現行4年）内に老齢一時金の支払を受けている場合には、老齢一時金等について、退職所得控除の計算上、勤続期間等の重複排除の特例の対象になります。</li> <li>2. 老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年（現行7年）になります。</li> <li>3. 税務署へ提出する退職所得の源泉徴収票が、退職手当等を受ける全ての居住者（現行居住者の役員のみ）に変更されます。</li> </ol>
適用開始時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記、1.および2.については2026年（令和8年）1月1日以後に老齢一時金の支払を受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用されます。</li> <li>• 上記3.については、2026年（令和8年）1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。</li> </ul>
改正に伴う影響	60歳で老齢一時金を受給する場合、退職手当等の退職所得控除の満額利用できる年齢が65歳から70歳に引き上げられます。

※ 上記退職所得控除の調整規定等の見直しについては、住民税についても同様の改正が行われる。

# 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限の延長

- ✓ 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が2027年（令和9年）3月31日まで2年延長されます。

	現行	改正案
適用期限	2025年（令和7年）3月31日まで	2027年（令和9年）3月31日まで

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置とは18歳以上50歳未満の人（以下「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金に充てるために金融機関等との結婚・子育て資金管理契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から信託受益権を取得した場合、贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、その信託受益権又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、受贈者が金融機関等の営業所等に結婚・子育て資金非課税申告書の提出等を行うことにより贈与税が非課税となる制度である。

- ※ 受贈者の信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることはできない。
- ※ 契約期間中に贈与者が死亡した場合や契約が終了した場合には、それぞれ相続税または贈与税がかかる場合がある。

# 事業承継税制における役員就任要件等の見直し（贈与税）

- ✓ 事業承継税制（特例措置）の最大限の活用を図る観点より、2025年（令和7年）1月1日以後の贈与より役員就任要件等が緩和されます。
- ✓ 法人版事業承継税制（特例措置）の適用期限は2027年（令和9年）12月31日、個人版事業承継税制の適用期限は2028年（令和10年）12月31日となっており、適用期限を延長しないことが明記されました。税制の適用を受けるための承継計画の申請期限は延長されないため、2026年（令和8年）3月31日までに申請を行う必要があります。

事業承継税制	改正前	改正後
法人版※ （特例措置）	<u>贈与の日まで引き続き3年以上</u> 、特例認定贈与承継会社の役員等であること	<u>贈与の直前において</u> 、特例認定贈与承継会社の役員等であること
個人版	<u>贈与の日まで引き続き3年以上</u> 、特定事業用資産に係る事業に従事していたこと	<u>贈与の直前において</u> 、特定事業用資産に係る事業に従事していたこと

※ 法人版事業承継税制については、特例措置のみの見直しであり、一般措置についての後継者要件の見直しは行われていない。

- ✓ 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討することがあわせて記載されています。

# 相続税の物納制度における物納許可限度額の計算の基礎となる 延納年数等の見直し

- ✓ 租税は、金銭一時納付が原則ですが、相続税については、その例外として、一定の相続財産による物納が認められています。現行の相続税法では、延納によっても金銭で納付することが困難な金額（物納許可限度額）の範囲内であること等の要件があり、また、納期限までの物納申請とその後における税務署長の許可を得ることをもって物納が実行されることから、物納制度の利用実績が限定的でした。
- ✓ いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など、相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をより的確に勘案した物納制度となるよう、2025年度（令和7年度）税制改正において物納制度の改正が行われ、物納を利用しやすい納税環境の整備が行われます。
- ✓ 具体的には、物納許可限度額\*の計算の基礎となる延納年数を納期限等における物納申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しが行われます。

※ 現在公表されている税制改正大綱では上記の記載のみであるため、より具体的な内容は関連法案の成立まで注視する必要があります。

\* 物納許可限度額

$$A - (B + C + D) - (E - F) \times G - (H - I)$$

A：納付すべき相続税額 B：現金 C：預貯金 D：換価の容易な財産 E：1年間の収入金額 F：1年間の生活費等 G：延納年数 H：臨時的収入 I：臨時的支出

現行	
G:延納年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則：5年以内</li> <li>・不動産等の割合が5/10以上の場合：不動産等部分の相続税額15年以内、その他の部分の相続税額10年以内</li> <li>・不動産等の割合が3/4以上の場合：不動産等部分の相続税額20年以内、その他の部分の相続税額10年以内</li> </ul>

# エンジェル税制の拡充

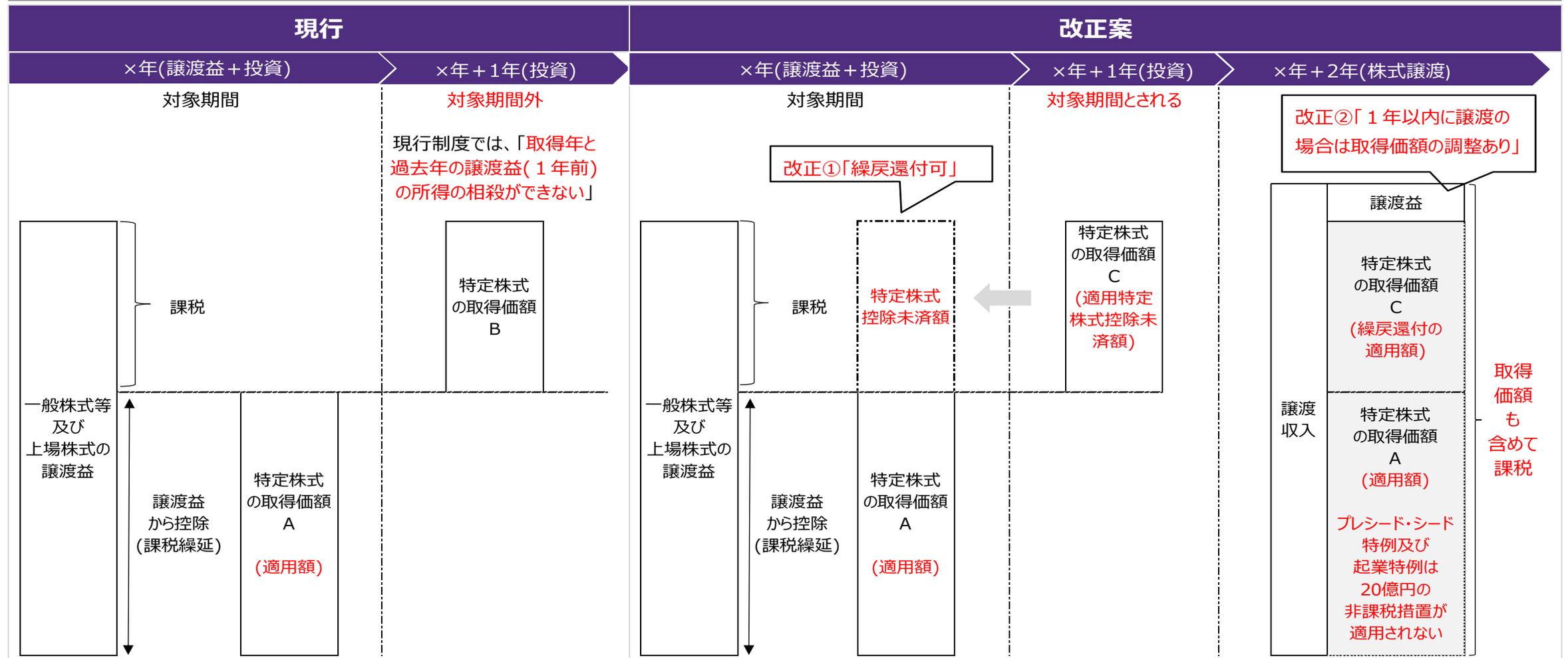
- ✓ 2026年（令和8年）1月1日以後に特定株式（\*1）を払込みにより取得した居住者等は、その年において生じた特定株式控除未済額（\*2）がある場合には、その年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額を還付請求することができるようになります。その取得をした特定株式の取得価額は、その年分の所得税について適用を受けた金額（適用額）と本措置の適用を受けた特定株式未済額（適用特定株式控除未済額）との合計額をその取得に要した金額から控除します。
- ✓ その取得した年の翌年中に特例適用控除対象特定株式の譲渡をした場合（上場等の日以後に行われたものである場合 その他一定の場合を除く）には、当該特例適用控除対象特定株式の取得価額は、その取得に要した金額から適用額と適用特定株式控除未済額との合計額を控除したものとします。

項目	改正内容
①繰戻し還付制度の創設	エンジェル税制及び起業特例について、譲渡益発生年の翌年に投資を行った場合にも譲渡益発生年度において生じた特定株式控除未済額があるときは、繰戻し還付の請求をすることができる。
②取得した年の翌事業年度に譲渡した場合	株式を取得した翌年に株式を譲渡した場合には、譲渡所得の計算における取得価額において、いわゆるプレシード・シード特例及び起業特例の20億円の非課税措置が適用されない。

\*1 特定中小会社、特定新規中小会社が発行する株式その他一定の株式をいう。

\*2 その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額との合計額が、その年中に払込みより取得した特定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のうち、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式に係る控除対象株式の取得に要した金額の合計額をいう。

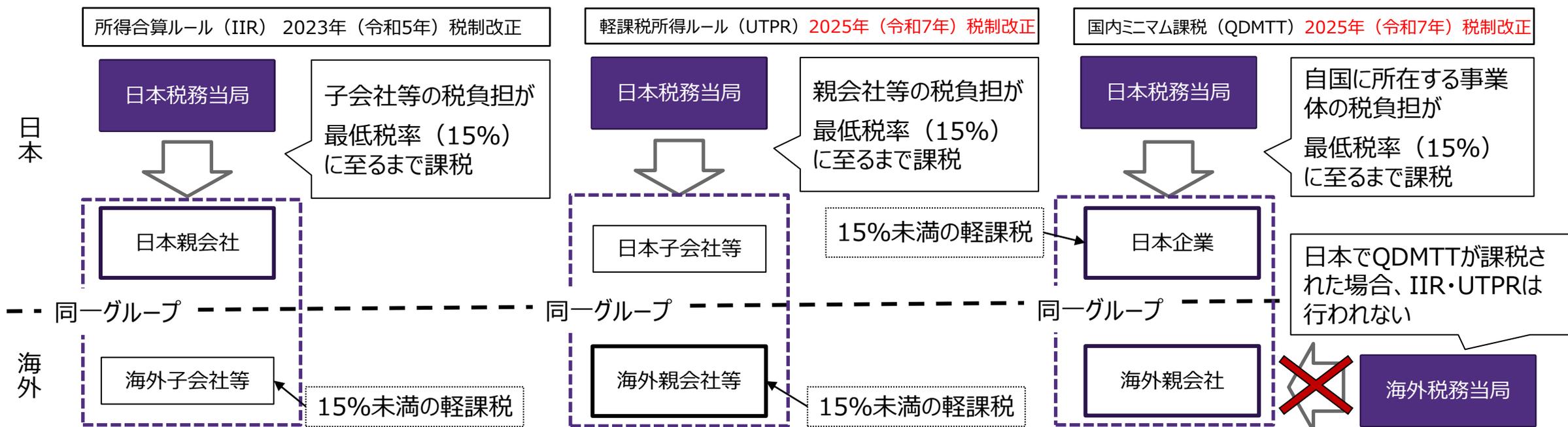
# エンジェル税制の拡充



# 03 国際課税

# グローバル・ミニマム課税への対応

- ✓ 2023年度(令和5年度)の税制改正で法制化された所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)に続き、グローバル・ミニマム課税の3つのルールのうち、残りの2つである軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)および国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)が法制化されます。
- ✓ 適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点から、いずれも2026年(令和8年)4月以後に開始する対象会計年度とされます。
- ✓ OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しが行われます。



# グローバル・ミニマム課税への対応

- ✓ グローバル・ミニマム課税は以下3つのルールから構成され、2023年（令和5年）税制改正によりIIRが法制化され、法人税法第二編内国法人の法人税の第二章に「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」として定められています。
- ✓ QDMTTは、他国のIIRやUTPRからの課税について生じる税額を減殺する点において、他国のIIRやUTPRの課税から自国に所在する会社等を防衛する機能を持ちます。

## <所得合算ルール (IIR)>

親会社等が日本にあり、子会社等が税率の低い国（軽課税国）にあるような場合に、日本の税務当局が子会社等の税金負担不足相当額（税率15%に満たない部分）を親会社等に課税する。

## <軽課税所得ルール (UTPR) >

所得合算ルールの適用を避けるために、日本に子会社等があり軽課税国に親会社等があるようなグループの場合に、日本の税務当局が親会社等の税金負担不足相当額を子会社等に課税する。

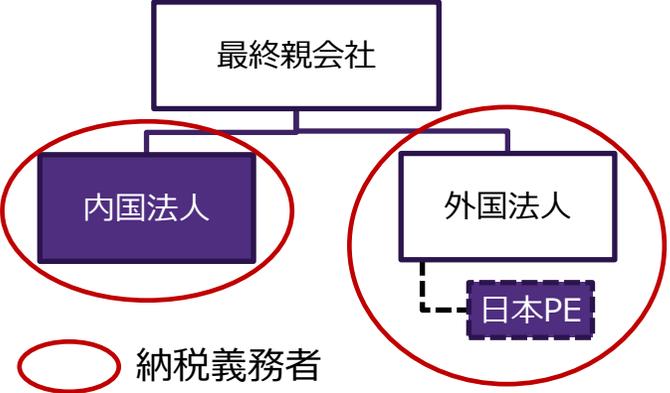
## <国内ミニマム課税 (QDMTT) >

IIRやUTPRを受けないよう、軽課税国の税務当局が軽課税国内の会社等に対して税金負担不足相当額を子会社等に課税する。

それぞれの制度が補完しあう関係

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 1. 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(仮称)の概要 (軽課税所得ルール (UTPR))

項目	内容
納税義務者及び課税の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を課することとされる。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人</li><li>(2) 特定多国籍企業グループ等に属する国内に恒久的施設等(PE: Permanent Establishment)を有する構成会社等である外国法人</li></ul></li></ul>  <p>○ 納税義務者</p>

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 1. 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(仮称)の概要（軽課税所得ルール（UTPR））

項目	内容
国際最低課税残余额	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国法人に係る国際最低課税残余额は、以下の手順により計算される。</li> </ul> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>グループ国際最低課税残余额(ア)：</b>            特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額から、その構成会社等および共同支配会社等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>国内グループ国際最低課税残余额(イ)：</b> <math>イ = ア \times \text{UTPR割合}①</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UTPR割合① = <math>\frac{\text{日本所在の構成会社等の従業員等の数}}{\text{日本又はUTPR導入国に所在する構成会社等の従業員等の数} \times 50\% + \text{日本所在の構成会社等の有形資産の額} / \text{日本又はUTPR導入国所在の構成会社等の有形資産の額} \times 50\%}</math></li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <p><b>内国法人に係る国際最低課税残余额(ウ)：</b> <math>ウ = イ \times \text{UTPR割合}②</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UTPR割合② = <math>\frac{\text{その内国法人の従業員等の数}}{\text{日本所在の構成会社等の従業員等の数} \times 50\% + \text{その内国法人の有形資産の額} / \text{日本所在の構成会社等の有形資産の額} \times 50\%}</math></li> </ul> </div>

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 1. 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(仮称)の概要 (軽課税所得ルール (UTPR))

項目	内容
国際最低課税残余额	<ul style="list-style-type: none"><li>以上をまとめると、以下のとおり表すことができる。</li></ul> <div data-bbox="700 535 2153 768" style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; background-color: #f9f9f9;"><p style="text-align: center;"><b>内国法人に係る国際最低課税残余额(ウ)</b></p><p style="text-align: center;">=グループ国際最低課税残余额(ア) × UTPR割合① × UTPR割合②</p></div> <p>※ 特定多国籍企業グループ等に属する国内に恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人に係る国際最低課税残余额についても同様とされる。</p>

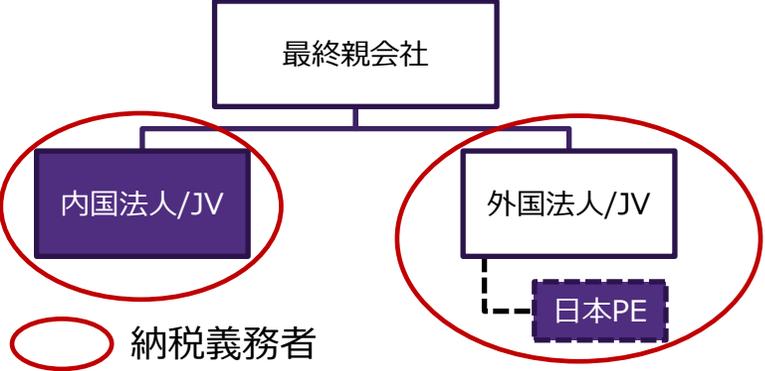
# グローバル・ミニマム課税への対応

## 1. 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(仮称)の概要（軽課税所得ルール（UTPR））

項目	内容
適用免除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余额は、ゼロとされる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合</li> </ul> </li> </ul>
税額計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税残余额に90.7%を乗じて計算される。</li> </ul>
申告および納付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行う。</li> <li>当該対象会計年度の国際最低課税残余额（課税標準）がない場合は、その申告を要しない。</li> </ul>
地方法人税	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定基準法人税額に対する地方法人税の課税対象に、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の額が加えられ、国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）に改められる。</li> </ul>
情報申告制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度の提供義務者の範囲に、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人が加えられる。</li> <li>提供すべき事項の範囲に、国際最低課税残余额に関する一定の事項が加えられる。</li> </ul>
適用関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年(令和8年)4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。</li> </ul>

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 2. 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)の概要（国内ミニマム課税（QDMTT））

項目	内容
納税義務者及び課税の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課することとされる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人または特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(JV: Joint Venture)である内国法人</li> <li>特定多国籍企業グループ等に属する国内に恒久的施設等(PE: Permanent Establishment)を有する構成会社等である外国法人または特定多国籍企業グループ等に係る国内に恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人</li> </ol> </li> </ul> 

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 2. 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)の概要 (国内ミニマム課税 (QDMTT))

項目	内容			
国内最低課税額	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成会社等に係る国内最低課税額は、次の区分に応じそれぞれに定める金額とされる。</li> </ul>			
	<b>国内実効税率*1</b>			
	<b>15%未満</b>		<b>15%以上</b>	
	<b>国内グループ純所得の金額</b> *2	<b>ある</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当期グループ国内最低課税額*3 × 帰属割合*4</li> <li>過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額*5 × 過去帰属割合*6</li> <li>各種投資会社等である内国法人に係る未分配所得国内最低課税額*7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額*5 × 過去帰属割合*6</li> <li>各種投資会社等である内国法人に係る未分配所得国内最低課税額*7</li> </ul>
<b>ない</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額*5 × 過去帰属割合*6</li> <li>各種投資会社等である内国法人に係る未分配所得国内最低課税額*7</li> <li>永久差異調整に係るグループ国内最低課税額*8 × 帰属割合*9</li> </ul>			
※ 共同支配会社等に係る国内最低課税額は、構成会社等に係る国内最低課税額と同様に計算した金額とされる。				

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 2. 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)の概要 (国内ミニマム課税 (QDMTT))

項目	内容
国内最低課税額	<ul style="list-style-type: none"><li>*1 国内調整後対象租税額の合計額 / 国内グループ純所得の金額</li><li>*2 個別計算所得金額の合計額 - 個別計算損失金額の合計額</li><li>*3 国内グループ純所得の金額からわが国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に15%から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額</li><li>*4 当期グループ国内最低課税額が算定されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合</li><li>*5 過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額につき再計算を行うことが求められる場合において、その過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に満たない金額として計算される金額</li><li>*6 再計算グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合</li><li>*7 内国法人に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかった部分に対応する国内最低課税額として計算される金額</li><li>*8 国内グループ調整後対象租税額がゼロを下回る場合のその下回る額からわが国に係る特定国別調整後対象租税額を控除した残額</li><li>*9 永久差異調整に係るグループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合</li></ul>

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 2. 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)の概要（国内ミニマム課税（QDMTT））

項目	内容
適用免除基準	<ul style="list-style-type: none"><li>各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税と同様に、収入金額等に関する適用免除基準、一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準その他の特例が設けられる。</li><li>各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税と同様に、国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準が設けられる。</li></ul>
税額計算	<ul style="list-style-type: none"><li>各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国内最低課税額に75.3%を乗じて計算される。</li></ul>
申告および納付等	<ul style="list-style-type: none"><li>各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行う。</li><li>当該対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）がない場合は、その申告を要しない。</li></ul>
グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度の創設	<ul style="list-style-type: none"><li>グループ国内最低課税額報告対象法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に、e-Taxにより、以下の事項等を納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされる。<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称</li><li>▶ その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の名称</li><li>▶ その特定多国籍企業グループ等に係る国内最低課税額に関する事項、その他必要な事項</li><li>▶ 収入金額等に関する適用免除基準の適用を受けようとする旨</li></ul></li></ul>

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 2. 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)の概要（国内ミニマム課税（QDMTT））

項目	内容
グループ国内最低課税額報告対象法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ国内最低課税額報告対象法人は、以下の法人をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人</li> <li>▶ 特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人</li> <li>▶ 特定多国籍企業グループ等に属する国内に恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人</li> <li>▶ 特定多国籍企業グループ等に係る国内に恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人</li> <li>▶ 過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であった一定の法人</li> </ul> </li> </ul>
グループ国内最低課税額報告事項等の提供義務の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定多国籍企業グループ等の最終親会社等または指定提供会社等の所在地国の税務当局がその特定多国籍企業グループ等に係るグループ国内最低課税額報告事項等の提供を日本に対して行うことができると認められるときは、そのグループ国内最低課税額報告事項等の提供義務が免除される。</li> </ul>
地方法人税	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）が創設される。</li> </ul>
適用関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年(令和8年)4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。</li> </ul>

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 3. 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の見直し（所得合算ルール（IIR））

項目	改正案	関連規定
被配分当期対象租税額	構成会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額のうち外国子会社合算税制等の対象とされる他の構成会社等に係る調整後対象租税額に含まれる金額等の計算について、その対象に法人税等調整額を加える。	外国子会社合算税制等の適用を受け当期純損益金額の配分が必要となる場合に、被配分当期対象租税額には、当期純損益金額に係る対象租税の額から法人税等調整額は除かれている（法令155の35③）。
再計算国別国際最低課税額	再計算国別国際最低課税額の計算を行う場合において、過去対象会計年度において計上された繰延税金負債に係る調整後対象租税額のうちその過去対象会計年度の5対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されなかった繰延税金負債に係る部分の金額を減額することとされる措置について、その繰延税金負債の取崩しの方法に係る特例を設ける。	原則として、取戻繰延税金負債は、繰延税金負債の過大計上として、その計上した過去対象会計年度について、再計算国別国際最低課税額において調整を行う（法規38の32①二）。

# グローバル・ミニマム課税への対応

## 3. 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の見直し（所得合算ルール（IIR））

項目	改正案	関連規定
当期純損益金額の計算	税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が異なる他の構成会社等との間で取引が行われた場合に、その取引に係る金額につき独立企業間価格で行われたものとみなす調整措置について、共同支配会社等との間で行われた取引等をその対象に加える。	構成会社等と所在地国が異なる他の構成会社等との間で取引が行われた場合、独立企業間価格で取引行われたものみなして各構成会社等の当期純損益金額を計算する（法令155の16③）。
当期純損益金額の計算	税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が同一である他の構成会社等との間で資産の販売が行われた場合に、その販売を行った構成会社等の取引に係る金額につき独立企業間価格相当額で行われたものとみなす調整措置について、その取引においてその資産の購入を行った構成会社等をその対象に加える。	構成会社等と所在地国が同一である他の構成会社等との間で資産の販売が行われた場合に損失が生じる場合、その取引について独立企業間価格相当額で行われたものとみなして当該構成会社等の当期純損益金額を計算する（法令155の16）。
導管会社等の当期純損益の配分	被分配会社等と対象導管会社等との間に他の導管会社等が介在する場合における導管会社等に係る当期純損益金額の特例の適用に当たっては、被分配会社等の所在地国における法令において他の導管会社等及び対象導管会社等の収入等がその構成員の収入として取り扱われることを要件とする。	導管会社等の当期純損益金額は、被関連構成員の所有持分に係る請求権割合に応じた金額を減額し、その導管会社等が恒久的施設を通じて事業を行う場合はその恒久的施設に帰せられる金額を減額し、残額について所有持分を有する構成会社等に対して配分する（法令155の16⑫⑬⑭）。

# 外国子会社合算税制等の見直し

- ✓ 外国子会社合算税制については、グローバル・ミニマム課税の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、事務負担軽減等の観点から、合算時期、添付・保存書類の見直しが行われます。

## 1. 合算時期および添付・保存書類の見直し

項目	現行	改正案
合算時期	内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益とみなして、その事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額に合算する。	外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の事業年度に合算することとされる。
添付・保存書類	<p>一定の外国関係会社に関する以下の書類は、申告書に添付または保存することとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表および損益計算書</li> <li>・株主資本等変動計算書および損益金の処分に関する計算書</li> <li>・貸借対照表および損益計算書に係る勘定科目内訳明細書</li> <li>・本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し</li> <li>・株主等の氏名および住所等並びに保有株式等の数又は金額を記載した書類</li> <li>・その他参考となるべき事項を記載した書類</li> </ul>	<p>以下の書類が添付または保存書類の範囲から除外される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主資本等変動計算書および損益金の処分に関する計算書</li> <li>・貸借対照表および損益計算書に係る勘定科目内訳明細書</li> </ul>

※ 居住者に係る外国子会社合算税制および特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度についても上記同様の見直しが行われる。

# 外国子会社合算税制等の見直し

## 2. 適用時期

内国法人の2025年(令和7年)4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等について適用される。ただし、当該外国関係会社の課税対象金額等は、その外国関係会社の2025年(令和7年)2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限られる。

## 3. 経過措置

内国法人の2025年(令和7年)4月1日以前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の2025年(令和7年)年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用を受けることができる経過措置が講じられる。

ただし、当該外国関係会社の課税対象金額等は、その外国関係会社の2024年(令和6年)12月1日から2025年(令和7年)1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限られる。

# 04 消費税その他

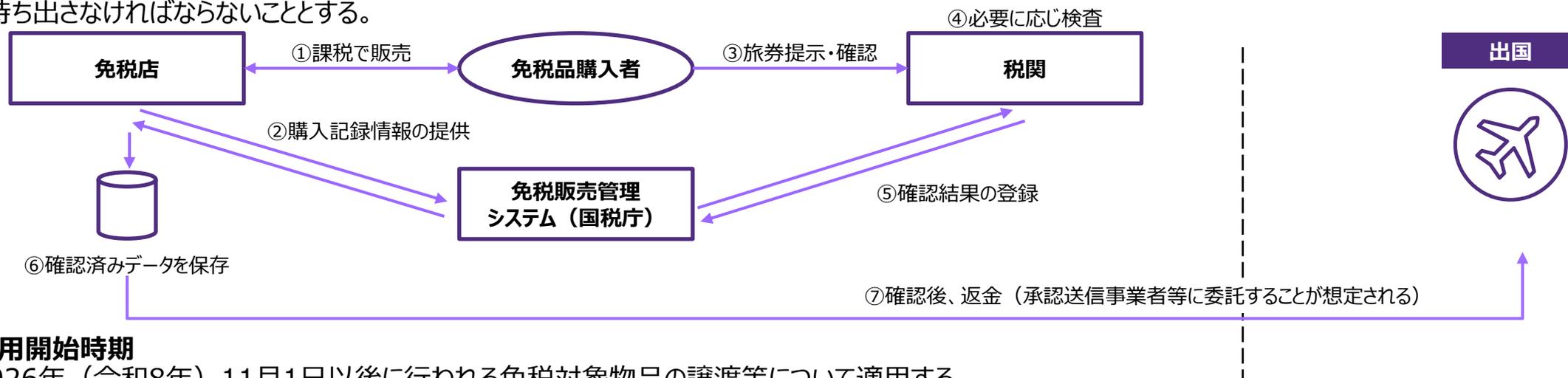
# 外国人旅行者向け免税制度の見直し

- ✓ 外国人旅行者向け免税制度については、免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド」方式に見直されます。
- ✓ リファンド方式への変更に伴い、免税販売要件についても見直しを行い、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担の軽減を図ります。

## ● 改正案

輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象商品を譲渡した場合に、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象商品の譲渡について消費税を免除することとする。

免税購入対象者は、購入した免税対象商品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象商品を国外に持ち出さなければならないこととする。



## ● 適用開始時期

2026年（令和8年）11月1日以後に行われる免税対象商品の譲渡等について適用する。

# 地方税

## ✓ リース取引についての整備

### ● 改正案

事業税付加価値割の課税標準について、法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の貸借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が賃貸借等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される部分の金額は、その損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とするほか、所要の措置を講ずることとする。

国税の見直しに準じて、法人住民税及び法人事業税について所要の措置を講ずることとする。

## ✓ 法人税に関して閲覧等できる関係書類の範囲の拡大

### ● 改正案

2024年度（令和6年度）税制改正により、外形標準課税の適用対象法人が見直されたことに伴い、地方公共団体が法人事業税の賦課徴収において閲覧等できる法人税に関する関係書類の範囲に、国内に恒久的施設を持たない外国法人であって事業税の納税義務者との間に完全支配関係があると認められる者に係る関係書類を追加することとする。

### ● 適用開始時期

2026年（令和8年）4月1日から適用する。

# 納税環境整備

## ✓ 電子帳簿等保存制度の要件の見直し

### ● 改正案

請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合は、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合に、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用措置から除外することとする。

	新設する送受信・保存要件（*1, *2）
①改ざん防止の確保	データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムや訂正削除ができないシステムで行うこと
②記帳の適正性確保	電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）
③電子帳簿との相互関連性確保	電子取引の一定の取引情報と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと

\*1 新設する送受信・保存については、保存義務者があらかじめ届出書を提出する必要がある。

\*2 上記①から③以外に「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」の要件を満たす必要がある。

### ● 適用開始時期

2027年（令和9年）1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。



© 2024 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。Grant Thornton International Ltd (GTIL) とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。